

Ⅱ 支援計画

(1) 料金差額補填

【支援内容】

○工業用水をご利用のお客さま

切替据置期間4年、据置期間6年、激変緩和期間10年を設定し、上水道料金との差額を都が補填します。

○一般雑用水をご利用のお客さま

切替据置期間4年、据置期間3年、激変緩和期間5年を設定し、上水道料金との差額を都が補填します。

【対象】

工業用水及び一般雑用水をご利用のお客さま

・切替据置期間

工業用水道から上水道への切替工事などを行う期間として「切替期間」を設けています。切替期間中は、切替順序により不公平が生じないように、上水道に切り替えた全てのお客さまの料金を工業用水道料金の水準に据え置きます。

・据置期間及び激変緩和期間

上水道への切替えに伴う経済的負担を緩和するため、「据置期間」及び「激変緩和期間」を設けています。

「据置期間」は、切替据置期間に引き続き、お客さまの料金を工業用水道料金の水準に据え置きます。

「激変緩和期間」は、お客さまの料金を段階的に引上げ、上水道料金と引上げ後の料金との差額を補填します。

※官公庁施設

工業用水道を使用する官公庁施設は、切替据置期間のみとし、据置期間及び激変緩和期間は対象外とします。

<料金差額補填のイメージ：工業用水をご利用のお客さま>

